この注９の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

10　［略］

号注

［略］

85.01 〜 85.27		［略］		
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
		－陰極線管モニター		
8528.42	000	－－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	NO	
8528.49		［略］		
		－その他のモニター		
8528.52	000	－－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	NO	
8528.59		［略］		
		－プロジェクター		
8528.62	000	－－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	NO	
8528.69		［略］		
		［略］		
8528.71 〜 8528.73		［略］		
85.29		［略］		
85.30		［略］		
85.31		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。）		
8531.10		［略］		
8531.20	000	－表示盤（液晶デバイス（ＬＣＤ）又は発光ダイオード（ＬＥＤ）を自蔵するものに限る。）	NO	KG
8531.80		［略］		
8531.90		［略］		
85.32 〜 85.38		［略］		

この注８の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

9　［同左］

号注

［同左］

85.01 〜 85.27		［同左］		
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
		－陰極線管モニター		
8528.41	000	－－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO
8528.49		［同左］		
		－その他のモニター		
8528.51	000	－－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO
8528.59		［同左］		
		－プロジェクター		
8528.61	000	－－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO
8528.69		［同左］		
		［同左］		
8528.71 〜 8528.73		［同左］		
85.29		［同左］		
85.30		［同左］		
85.31		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。）		
8531.10		［同左］		
8531.20	000	－表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	NO	KG
8531.80		［同左］		
8531.90		［同左］		
85.32 〜 85.38		［同左］		